

保険証券の「払込方法」欄に「無事故返戻金付長期平準（月払）」または「無事故返戻金付長期平準（年払）」と記載されている場合には、下記特約が適用されます。

立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約

〈用語のご説明一定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| |
|--|
| (1) オーソリゼーション クレジットカードの使用に際して、当社が、クレジットカード発行会社に対し、次の①および②について確認を行うことをいいます。 ① そのクレジットカードが利用可能な状態であること。 ② クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。 |
| (2) 解除・解約時追加保険料 無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約第 14 条〔保険契約の解除または解約による追加保険料の払込み〕に定める額をいいます。 |
| (3) 有効性確認 当社が、クレジットカード発行会社へ、そのクレジットカードが利用可能な状態であることを確認し、使用の適否の判定を受領することをいいます。 |

第 1 条 【この特約の適用条件】

この特約は、この保険契約に無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第 2 条 【クレジットカードによる保険料の払込み】

当社が、この特約により、当会社の指定するクレジットカード（以下この特約において「クレジットカード」といいます。）を使用して、ご契約者が、この保険契約の保険料（注）を払い込むことを承認します。

（注）分割保険料、追加保険料、解除・解約時追加保険料等当社に払い込まれる保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第 3 条 【クレジットカードによる保険料の領収】

- ご契約者からクレジットカードを使用してこの保険契約の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、使用するクレジットカードについて、クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等（以下この特約において「会員規約等」といいます。）に従いクレジットカードが使用された場合には、当社は、オーソリゼーションおよびオーソリゼーションの番号の取得を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時）に、第 1 回保険料を領収したものとみなします。
- 第 2 回以降の保険料について、当社がそのクレジットカードの有効性確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承認した場合には、当社は、その保険料を払い込むべき期日に、その保険料を領収したものとみなします。
- 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、本条（1）および（2）の規定を適用しません。
 - 当社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
 - 会員規約等に定める手続が行われない場合
- 当社は、この特約により払い込まれた第 2 回以降の保険料については、保険料領収証を発行しません。

第 4 条 【立替払保証】

- 当社は、この特約により、次の①から③のいずれかに該当する保険料については、第 3 条〔クレジットカードによる保険料の領収〕（2）に規定する有効性確認において有効性を否認された場合であっても、クレジットカード発行会社との約定に基づいて立替払保証（以下この特約において「立替払」といいます。）を受けることができます。
 - クレジットカードの有効性が否認された場合において当社が請求する次の保険料
 - 保険料の払込方法が月払方式の場合は、クレジットカードの有効性が否認されたとき以降の連続 2 回分の分割保険料
 - 保険料の払込方法が年払方式の場合は、クレジットカードの有効性が否認されたときの 1 回分の分割保険料
 - 使用するクレジットカードが会員規約等に定める退会または会員資格喪失（以下この特約において「退会」といいます。）となった場合において当社が請求する 1 回分の分割保険料。ただし、上記①の規定による分割保険料の全額の立替払を受けている場合を除きます。
 - クレジットカードの有効性が連続して 3 回否認された場合または使用するクレジットカードが退会となった場合で、当社がこの保険契約を解除する場合において当社が請求する解除・解約時追加保険料
- 当社は、クレジットカード発行会社から立替払を受けた場合は、ご契約者に対する書面による通知をもって、その旨を通知します。
- クレジットカード発行会社が立替払を行った時以降において、その保険料相当額についての請求権はクレジットカード発行会社に移転します。
- 当社は、ご契約者について、保険契約の内容、申込書記載事項その他の知り得た情報を、業務上必要な範囲でクレジットカード発行会社に提供し利用させることがあります。

第 5 条 【保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い】

- 第 3 条〔クレジットカードによる保険料の領収〕（3）の①に規定する保険料相当額を領収できない場合には、当社は、ご契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、ご契約者がクレジットカード発行会社に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、当社は、その支払った保険料相当額については、ご契約者に請求できないものとします。

- (2) ご契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、当社が本条（1）の規定により保険料を請求し、ご契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（1）または（2）に定める時にさかのぼって、当社は、その保険料を領収したものとみなします。
- (3) ご契約者が本条（2）に規定する保険料を払い込まなかった場合には、当社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条（3）に規定する解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 [クレジットカードの変更]

ご契約者は、クレジットカードを同一のクレジットカード発行会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。ただし、ご契約者がクレジットカードを変更する旨をあらかじめ当社に申し出て、当社がこれを承認した場合に限ります。

第7条 [ご契約後のお手続—クレジットカード退会についての通知義務]

ご契約者は、使用するクレジットカードが退会となった場合には、ただちにその旨を当社に通知しなければなりません。

第8条 [この特約の失効]

- (1) この特約は、次の①から③のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領取できない場合
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いまたは立替払を停止した場合
 - ③ この保険契約の保険料の払込みに使用するクレジットカードについて退会となった場合
- (2) クレジットカードの有効性が連続して2回否認された後、翌月末日までの間にクレジットカードについて退会となった場合は、本条（1）の規定を適用しません。
- (3) 本条（1）の場合、当社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この特約が失効した旨を通知します。

第9条 [この保険契約の解除—クレジットカードによる保険料の払込みを拒んだ場合]

- (1) 当社は、ご契約者がクレジットカードによる保険料の払込みを拒んだ場合、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）に規定する解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約

〈用語のご説明—定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| | |
|-----|---|
| (1) | 追加保険料 普通保険約款基本条項第17条[保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の場合](1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。 |
| (2) | 払込期日 保険証券記載の払込期日をいいます。 |
| (3) | 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約の条件の変更を含みます。 |
| (4) | 変更日 ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。 |
| (5) | 有効性確認 当社が、クレジットカード発行会社へ、そのクレジットカードが利用可能な状態であることを確認し、使用の適否の判定を受領することをいいます。 |
| (6) | 未払込分割保険料 この保険契約の保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、この保険契約に立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第2条 [保険料の分割払]

当社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 [保険料の払込方法]

- (1) 当社は、この特約の適用により、ご契約者から、当社の指定するクレジットカード（以下この特約において、「クレジットカード」といいます。）を使用してこの保険契約にかかわる保険料（注）を払い込む旨の申出があったものとみなします。
 - (2) 本条（1）の規定により、ご契約者は、特段の事由がある場合を除き、使用するクレジットカードについて、クレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等（以下この特約において、「会員規約等」といいます。）に従って、この保険契約にかかわる保険料（注）をクレジットカードにより払い込むものとします。
- （注）分割保険料、追加保険料、解除・解約時追加保険料等当社に払い込まれる保険料を含みます。

第4条 [分割保険料の払込み]

ご契約者は、第3条 [保険料の払込方法]（2）に定める方法により、次表に定める期日までに、分割保険料を払い込まなければなりません。

| 区分 | 期日 |
|---------------|---|
| ① 第1回分割保険料 | この保険契約の締結時 |
| ② 第2回以降の分割保険料 | 次のいずれかの払込期日 ア. 保険料の払込方法が月払方式の場合は、保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日 イ. 保険料の払込方法が年払方式の場合は、保険期間の初日の属する月の翌月以降に到来する毎年の払込期日 |

(注) 上表の期日までに払い込むべき分割保険料に関し、クレジットカードの有効性が確認されることをもって、その分割保険料が払い込まれたものとします。

第5条 [分割保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

ご契約者が第4条「分割保険料の払込み」に定める期日までに分割保険料を払い込まなかった場合には、当社は、次表に定める事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

| 区分 | 保険金を支払わない事故 |
|---|--|
| ① 第1回分割保険料の払込みがなかった場合 | 保険期間の初日以後、第1回分割保険料を領取するまでの間に発生した事故 |
| ② 保険料の払込方法が月払方式の場合において、第2回以降の分割保険料のクレジットカードの有効性確認が連続して3回否認されたとき。 | 2回目の有効性確認に該当する分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故 |
| ③ 保険料の払込方法が年払方式の場合において、第2回以降の分割保険料の有効性確認が否認されて以降、それを含めて毎月のクレジットカードの有効性確認が連続して3回否認されたとき。 | その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日の翌日以後に発生した事故 |

第6条 [追加保険料の分割払]

- 当会社が追加保険料を請求した場合は、ご契約者は、追加保険料を、未經過期間等によって当会社が定める回数および金額（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）に分割して払い込むこととします。
- ご契約者は、第1回分割追加保険料については、変更日（注）までに払い込まなければなりません。
(注) 普通保険約款基本条項第17条「保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合」(1)または(2)に定めるところに従い当社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。
- ご契約者は、第2回以降の分割追加保険料については、第1回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降に到来する分割保険料の払込期日までに、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して払い込むものとします。この場合、当社は、変更後の分割保険料を「第2回以降の分割保険料」とみなして、この特約の規定を適用します。

第7条 [第1回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い]

ご契約者が第6条「追加保険料の分割払」(2)に定める日までに第1回分割追加保険料を払い込まなかった場合には、当社は、変更日から第1回分割追加保険料を領取するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

| 追加保険料の区分 | 事故の取扱い |
|--|---|
| ① 普通保険約款基本条項第17条「保険料の返還または追加保険料の請求-告知・通知事項等の場合」(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合 | 保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 (注) 当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。 |
| ② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合 | 保険金を支払いません。 |
| ③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合 | 保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。 |

第8条 [返還保険料の支払]

- 当社は、特段の事由がある場合を除き、この保険契約に関して当社から返還する保険料については、クレジットカード発行会社（注）を経由して支払うものとします。この場合、当社は、クレジットカード発行会社に支払った時をもって、ご契約者に対して保険料を返還したものとみなします。
(注) 第3条「保険料の払込方法」の規定により保険料払込みに利用するクレジットカードの発行会社をいいます。以下、本条および第9条「無事故返戻金」において同様とします。
- 本条(1)の規定において、クレジットカード発行会社が、立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約第4条「立替払保証」の立替払を行っている場合においては、当社から返還する保険料は、クレジットカード発行会社が有する保険料相当額の債権に優先的に充当されるものとします。

第9条 [無事故返戻金]

- 当社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合、無事故返戻金をご契約者に支払います。
 - 保険期間が満了しており、かつ、当社が保険料の全額を領取していること。
 - 保険期間中に、この保険契約における被保険者に対して、当社が保険金を支払うべき事故が発生していないこと。（注）
(注) 事故が発生した場合であっても、発生した事故が、弁護士費用補償特約、事故・故障損害付随費用補償特約、ファミリーバイク特約その他ノンフリート等級が適用されない特約の事故のみであったときは、無事故返戻金を支払います。
- 本条(1)の無事故返戻金の額は、次の算式によって算出した額（算出結果に10円未満の端数が生じた場合は、1円位を四捨五入して10円単位とします。）とします。

① 保険料の払込方法が月払方式である場合

$$\text{無事故返戻金の額} = \text{保険契約締結時の分割保険料の1回分}$$

② 保険料の払込方法が年払方式である場合

$$\text{無事故返戻金の額} = \text{保険契約締結時の分割保険料の1回分} \times \frac{1}{12}$$

(3) 本条(1)に規定する無事故返戻金の支払は、特段の事由がある場合を除き、クレジットカード発行会社を経由して支払うものとし、この場合、当会社は、クレジットカード発行会社に支払った時をもって、ご契約者に対して無事故返戻金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、無事故返戻金について、本条(3)に定める方法により支払うことができない場合は、当会社からご契約者に直接支払います。この場合、ご契約者は、保険証券に添えて次の書類のうち当会社の求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める請求書

② その他当会社が特に必要と認める書類

(5) 無事故返戻金の請求権は、保険期間の満了する日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

(6) ご契約者が正当な理由がなく本条(4)の提出書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて無事故返戻金を支払います。

(7) 当会社が無事故返戻金を支払った後に、当会社が保険金を支払うべき事故が発生していたことが判明した場合は、ご契約者は、既に支払いを受けた無事故返戻金を当会社に返還しなければなりません。

第10条【この保険契約の解除－有効性否認による場合】

(1) 当会社は、第2回以降の分割保険料の払込みについて、次のいずれかに該当する場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料の払込方法が月払方式の場合は、クレジットカードの有効性が連続して3回否認された場合(注)

② 保険料の払込方法が年払方式の場合は、第2回以降の分割保険料の有効性が否認されて以降、それを含めて毎月のクレジットカードの有効性が連続して3回否認された場合(注)

(注) クレジットカードの有効性が連続して2回否認された後、翌月末日までの間にクレジットカードについて会員規約等に定める退会または会員資格喪失となった場合を含みます。

(2) 本条(1)の②の規定の適用において、当会社は、第2回以降の分割保険料の有効性が否認された場合には、それ以降クレジットカードの有効性が確認されるまでの間、払込期日の属する月か否かを問わず、毎月、クレジットカード発行会社にクレジットカードの有効性確認を行うものとし、

(3) 本条(1)に規定する解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条(1)の①による解除の場合は、クレジットカードの有効性否認が連続2回となったその2回目に該当する分割保険料を払い込むべき払込期日

② 本条(1)の②による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日

第11条【立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み】

(1) 立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約が同特約第8条【この特約の失効】の規定により失効した場合で、未払込分割保険料があるときは、ご契約者は、同特約の失効日(注)の属する月の翌月末日までに、その未払込分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) 立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約第8条(1)の①から③に定める事由が発生した日を行います。以下この特約において「失効日」といいます。

(2) 本条(1)の規定によりご契約者が未払込分割保険料の全額を当会社に払い込んだ場合は、当会社は、ご契約者が未払込分割保険料の全額を払い込んだ時以後、第1条【この特約の適用条件】、第3条【保険料の払込方法】、第4条【分割保険料の払込み】、第6条【追加保険料の分割払】および第8条【返還保険料の支払】の規定は適用しません。

第12条【未払込分割保険料の払込みがない場合の取扱い】

当会社は、第11条【立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み】(1)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、失効日の属する月の翌月末日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条【この保険契約の解除－未払込分割保険料の払込みがない場合】

(1) 当会社は、第11条【立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約失効後の未払込分割保険料の払込み】(1)に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合には、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)に規定する解除は、失効日の属する月の翌月末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条【保険契約の解除または解約による追加保険料の払込み】

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定により、この保険契約が解除または解約された場合には、次の算式によって算出される額を解除・解約時追加保険料として、ご契約者に請求します。

ただし、算式によって算出された額がマイナスの場合は、その額をご契約者に返還します。

| | | | | |
|-------------|---|--|---|---|
| 解除・解約時追加保険料 | = | ご契約者が、解除日または解約日(注 i)に未払込分割保険料を一括して当会社に払い込むとした場合に、払い込むべき額(注 ii) | - | 当会社の定めるところに従い算出した解除日または解約日から保険期間の満了する日までの期間に相当する保険料の額 |
|-------------|---|--|---|---|

(注 i) 「解除日または解約日」とは、この保険契約の解除または解約の効力が発生する日を行います。

(注 ii) 普通保険約款基本条項第17条【保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合】(1)、(2)、(4)または(6)に定める保険契約条件の変更を行い、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。